

公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生管理規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第54号

公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（2019年4月規程第44号）第61条、公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則第（2019年4月規程第45号）42条、公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（2019年4月規程第46号）第48条、公立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則（2019年4月規程第47号）第47条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における職員、非常勤講師、契約事務職員等、パートタイム職員等（以下「職員等」という。）の安全衛生管理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、その他関係法令及び就業規則に定めるところによる。

(衛生管理者)

第2条 法人に、安衛法第12条に定めるところにより、衛生管理者1人以上を置き、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第10条に定める資格を有する職員のうちから理事長が任命する。

(衛生管理者の職務)

第3条 衛生管理者は、安衛法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回事業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第4条 理事長は、安衛法第13条第1項の規定により、法人に産業医1人を置く。

(産業医の職務)

第5条 産業医は、安衛則第14条第1項各号に掲げる業務を行う。

2 産業医は、少なくとも毎月1回、事業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員等の健康障害を防止するため必要な措置

を講じなければならない。

3 産業医は、前2号に掲げる事項について、理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 理事長は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(安全衛生委員会)

第6条 理事長は、安衛法第19条第1項及び公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（平成31年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、法人に公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生教育)

第7条 理事長は、職員等を採用し、又は職員等の作業内容の変更等により新たな業務に従事させるときは、当該職員等に対し、遅滞なく、当該職員等が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず理事長は、職員等が新たに従事する業務の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる場合は、前項に規定する教育を省略することができる。

(施行細則の委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。